

仕 様 書

公益財団法人 東京観光財団

1 件名

平成 30 年度 教育旅行パンフレット「DISCOVER TOKYO」(英語版・繁体字版)の一部改訂及び印刷並びに改訂後のデータを入れた配布用 USB の制作業務委託

2 目的

海外の教育旅行関係者向けに教育旅行目的地としての東京を PR する。

3 履行期限

契約締結日の翌日から平成 30 年 10 月 19 日 (金) まで

4 委託内容

(1) 「DISCOVER TOKYO」(英語版・繁体字版)の一部改訂

別紙 1 の現行パンフレット「DISCOVER TOKYO」(英語版)を次のとおり改訂すること。
なお、繁体字版も英語版の改訂に合わせ、適宜修正すること。

ア 表紙について

(ア) デザイン

教育旅行関係者が受け取りやすく見やすいパンフレットになるよう、東京の魅力伝える表紙デザインに変更すること。

変更にあたっては、2 案以上提案し、東京観光財団 (以下「TCVB」という。)の承認を得ること。

(イ) アイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」(以下、「アイコン」という。)の活用

指名通知時に別途支給するアイコンデータ等を活用し、表紙デザインに当該アイコンを含めること。なお、アイコンを利用した制作物については、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。

イ 1 ページについて

「Safety and Security」及び「Packed with Tourist Attractions」にふさわしい写真に変更すること。

また、「Safety and Security」に記載のある“Safe Cities Index 2015”及び「Japan’s Economic Heart」に記載のある GDP に係るデータについて、最新データを調べ、適宜時点修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。

ウ 2 ページについて

「Spring Festivals」に記載のある「1.5million」の数値について、最新データを調べ、適宜時点修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。

エ 3 ページについて

「Daikanyama」にふさわしい写真に変更すること。その他の写真についても変更を提案することは妨げないが、変更にあたっては、2案以上提案し、TCVBの承認を得ること。

オ 4 ページについて

「Nihombashi」のスペルを「Nihonbashi」に変更すること。

その他、掲載されている写真の変更を提案することは妨げないが、変更にあたっては、2案以上提案し、TCVBの承認を得ること。

カ 5 ページについて

「Nihombashi」のスペルを「Nihonbashi」に変更すること。

キ 7 ページについて

「Japan's Education System」に記載のある統計データについて、最新データを調べ、適宜時点修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。

ク 8 ページについて

「Events on the School Calendar」に記載のある「Junior high school (two-semester system)」及び「Senior high school (three-semester system)」について、中学校が2学期制、高校が3学期制である誤解を与えないよう必要な修正を行うこと。

また、「Junior high school」の2月の欄に、「Entrance Exams」を追記すること。

ケ 9 ページについて

「Past Achievements」に記載のある表について、TCVBから提供する最新データをもとに修正を行うこと。

コ 13 ページから 16 ページについて

各施設の情報を時点修正するとともに、教育施設としてよりふさわしい施設を5案程度提案し、既存掲載施設との入れ替え変更を行うこと。

変更にあたっては、TCVBの承認を得るとともに、掲載用の写真等の入手及び掲載許可をとること。許可どりにあたっては、別途制作する「東京教育観光マップ」（日本語）への掲載許可も合わせてとること。

サ 18 ページについて

記載のある公共交通機関の図に、お台場を追記すること。

シ 裏表紙について

東京観光財団の所在記載について「6F」を「5F」に修正すること、またFAX番号を「+81-3-5579-2685」を「+81-3-5579-2645」に修正すること。

ス その他全般について

時点修正が必要な記載を発見した場合は、適宜修正を行うこと。

(2) 改訂後のデータを入れた配布用 USB の制作

「4 委託内容(1)」で改訂した「DISCOVER TOKYO」(英語版・繁体字版)のデータを入れた配布用 USB を制作すること。

なお、配布用 USB の制作にあたっては、USB にデータを入れるだけでなく、「海外の教育旅行関係者向けに教育旅行目的地としての東京を PR する」目的に叶うよう、例えば東京の魅力を PR する写真やキャッチコピーなどが入ったリーフレット付 USB にするなど、2案以上提案し、TCVB の承認を得ること。

その際、指名通知時に別途支給するアイコンデータ等を活用し、デザインに当該アイコンを含めること。なお、アイコンを利用した制作物については、東京都が指定するクリエイティブディレクターが監修・確認を行う。

5 校正

「4 委託内容」に係る校正を2回(うち色校正1回)行うこと。

6 成果物

(1) 改訂後の「DISCOVER TOKYO」(英語版・繁体字版)の印刷物

英語版 250部

繁体字版 250部

(2) 改訂後のデータ(英語版・繁体字版の両方)を入れた配布用 USB
500個

(3) 制作パンフレットデータ

最終入稿データを以下の仕様で CD-ROM 又は DVD により2部納品すること。

ア 業務印刷向けトンボ付き PDF データ

イ 一般印刷向け仕上り PDF データ(トンボなし)

ウ 編集可能なデータ(Adobe InDesign、Adobe Illustrator 等)

(4) 納品場所

〒162-0801

東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階

公益財団法人東京観光財団観光事業部観光事業課

7 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては完了後一括払いとする。

8 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、翻訳業務、印刷業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

9 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する写真、イラスト、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記（1）～（4）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

- 別紙 2 「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。